

川崎市幸区告示 第2号

次の自動車臨時運行許可番号標は、回収不能により無効とし、失効したので告示します。

令和 8年 5月 14日

川崎市幸区長 山口 美穂

自動車臨時運行許可番号標	失効年月日
川崎 3-20	令和 8年 5月 11日